

制度情報 - 2022 年 4 月の法令から -
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

・重要な法令のポイント解説

行政法規の一部修正と廃止に関する国務院の決定

(発令元) 国務院

(法令番号) 国令第 752 号

(公布日) 2022 年 4 月 7 日

(施行日) 2022 年 5 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 国務院は、行政法規 14 部の一部条項を修正し、行政法規 6 部を廃止し、かつ 2022 年 5 月 1 日から施行した。(本文第 1 条、第 2 条)
- (2) 『外商投資電信企業管理規定』の関連する条項に対して修正と削除を行い、外国側投資者の中国投資電信業務に対する出資比例や投資条件の制限を減らし、申請手続きや書類を簡素化した。例えば、国に特段の定めがある場合には、外国側投資者の外商投資電信企業における出資比例は 49%か 50%という制限を超えることができることとなり、今後は基幹電信業務を営する外商投資電信企業の外国側主要投資者に対して、基幹電信業務に従事してきた優れた業績や運営の経験という条件を求めないこととした。(別紙 1 第 1 条第 2 項、第 3 項、第 4 項)
- (3) 輸出入商品検査鑑定業務に従事する検査機関が規定に違反したことによって、もたらされる著しい情状と法的責任を削除し、処罰の範囲を縮減した。例えば、輸出入商品検査鑑定機関が業務の範囲を超えて検査鑑定を行った場合、今後は、罰金等の行政罰を受けない可能性がある。(別紙 1 第 3 条第 1 項)
- (4) 道路運輸経営許可証の審査・認可権を移譲する。例えば、省レベルで旅客輸送経営に従事する許可権限を従来の省レベル道路運輸管理機関から申請企業所在地の区を設ける市レベルの人民政府交通運輸所管機関に移譲する。(別紙 1 第 5 条第 3 項)
- (5) 『汎用航空の管理に関する国務院の暫定施行規定』、『工業製品品質責任条例』等、行政法規 6 部を廃止した。(別紙 2)

2. 今後の留意点

この決定の実施により、「証書・許可証の分離」や「行政簡素化と権限移譲・緩和と管理強化の結合・サービスの最適化」改革に関する行政法規や『民法典』の規定との関連性が一致していなかった複数の行政法規に変化が起きたことが予想されるため、各日系企業でも適時、外商投資電信業務・医療・交通運輸・税関・輸出入商品の検査鑑定等の分野に関する法律の修正条項や廃止された法律を把握し、新たな行政法規の要請に基づいてコンプライアンスに適った経営を行うよう勧める。(全 2 条)

2022 年度立法業務計画の印刷・発行に関する市場監督管理総局の通知

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国市監法発〔2022〕50 号

(公布日) 2022 年 4 月 26 日

(施行日) 2022 年 4 月 26 日

1 . 主なポイント

- (1) 市場監督管理総局が作成を計画し、査読に送った法律・行政法規は合計 14 部。うち第一類立法項目は 5 部で、第二類立法項目 9 部となっている。第一類立法項目は、主に不正競争防止・製品品質・経営者集中申告基準、価格にかかる違法行為に対する行政罰等の法律に関わるもので、2022 年度中に市場監督管理総局の局務会での審議請訓を予定している。(第 1 条第 1 項)
- (2) 市場監督管理総局が制定や修正を予定している部門規則制度は合計 55 部。うち第一類の項目は 31 部で、主に独占禁止・食の安全についての監督管理・医薬品の安全・知的財産権の保護・市場監督制度規則等分野に関わるものである。例えば独占協定禁止暫定施行規定や市場の支配的な地位濫用行為禁止暫定施行規定等の規則制度の修正である。(第 1 条第 2 項)
- (3) 市場監督管理総局は、全人代常務委員会等の立法機関と協力して関連する立法項目を推進する。例えば独占禁止法・企業情報公示暫定施行条例・消費者権益保護法実施条例・特許法実施細則等である。(第 1 条第 3 項)
- (4) 立法の過程で市場監督管理総局は、公開で意見を求めたり、公聴会や検証会等の形で社会公衆や企業から意見を求める。(第 2 条第 4 項)
- (5) 市場監督管理総局は、各項立法計画の進捗についての要請を提起しており、立法計画は優先順位により 3 種類に分けられる。それは第一類立法項目、第二類立法項目、引き続き立法機関と協力して進める項目である。第一類立法項目の査読には、2022 年 6 月 30 日迄に法制科へ審査に送り、2022 年度中に市場監督管理総局の局務会での法律審議を目指す必要がある。(第 3 条)

2 . 今後の留意点

この立法計画は、市場監督管理総局の独占禁止・食の安全・医療機器・知的財産権の保護・市場の監督管理等に対する重点分野の立法動向を体現しているため、各日系企業におかれては、関連する法律が公布・実施されてから手に負えないという状況にならないよう、充分に関心を払っていただき、早急に理解し、対策を講じることを勧める。(全 3 条)

2022 年度政務公開業務のポイント印刷・発行に関する国务院弁公庁の通知

(発令元) 国务院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2022〕8 号

(公布日) 2022 年 4 月 22 日

(施行日) 2022 年 4 月 22 日

1. 主なポイント

- (1) 市場の主体に関する情報公開を強化し、政策の制定と実施の透明性と期待性を高める。例えば、市場主体の投資と工事建設プロジェクト審査・認可問題を反映する手続きとフィードバックメカニズムの確立を求め、適時企業が反映した問題に回答し、解決を図る。(第1条)
- (2) 減税や費用削減に関する情報公開を強化し、企業のために政策相談と指導を提供する。例えば大規模な増値税控除等各項減税や費用削減政策を一括推奨し、12366 納税サービスプラットフォームにより、納税者の納税に対する理解や免税に関する情報を提供する。(第2条)
- (3) 行政法規、部門規則制度、行政規範性文書に対する集中公開を強化し、社会公衆は、中国政府法制情報ネット行政法規バンクや各地政府ホームページの政府情報公開専用欄を通じて集中的に現在有効な法律・規則制度・規範性文書を閲覧することができる。(第7条、第8条)
- (4) 政策相談窓口の設置を強化し、12345 政府サービス利用者ホットラインを提供したり、実際の服務大庁の政策相談サービスのレベルを向上させ、企業や大衆が関心を持っている出産・就労・養老・医療・納税・感染症予防等の質問に回答する。(第10条)

2. 今後の留意点

この通知の公布・実施後、各地の政府機関は、関連する法律や政策、減税や費用削減、フィードバックメカニズムの問題、政府による優遇政策の情報公開や独占禁止・不正競争防止等、各分野での取締業務の情報公開を強化し、政策の制定や実施の透明制と期待制を高める可能性がある。日系企業は、この政府サービスプラットフォームを利用して優遇政策の利用力を強化することができ、これと同時にコンプライアンスに適った経営に注意し、政府機関から処罰を受けたり、社会公衆に違法関連情報を開示され、現地法人や本社の名誉を損ねることのないようにしたい。(全17条)

2022 年製品品質国家監督抽出検査計画公布に関する市場監督管理総局の公告

(発令元) 国家市場監督管理総局

(公布日) 2022 年 4 月 21 日

(施行日) 2022 年 4 月 21 日

1. 主なポイント

- (1) 国家市場監督管理総局は、社会各界からの提案を聞いたうえ、『2022 年製品品質国家監督抽出検査計画』を制定し、119 種類の製品に対し、監督と抽出検査を行う予定である。主に電子電器・建築装飾内装素材・日用品・紡織品・食品関連等、国民生活消費材と特別な人々の用品である。(公告本文)
- (2) 市場監督管理局は、2022 年に一部冷蔵庫や換気扇等の家電及び電子製品等 26 種類の製品の製造・販売を選択し、監督と抽出検査を行う。(抽出検査計画第1条)
- (3) 電線・電気ケーブル・ワイヤーロープ等の電工及び材料製品、自動車用タイヤ等、車両関連製品・労働保護用品・児童学習用品・高齢者用シューズ等バッグ類・使い切り飲食物・工業用と業務用の電動食品加工設備等に関する製品の製造・販売に対しても、2022 年市場監督管理局の抽出検査の範囲に入れる。(抽出検査計画第4条、第5条等)

2. 今後の留意点

本抽出検査計画公布後、各地の市場監督管理局は、デパートやスーパー等を選んで製品の抽出検査を行い、製品の品質基準に適合しているかどうかを調べる予定のため、電子電器、日用品・紡織品、食品等関連製品を製造したり販売する日系企業は、適時現地の市場監督管理局の動向に注意し、市場監督管理局による抽出検査で問題が起き、これに企業が対応する際には、十分に政府機関との交渉を行い、適時関連する状況を説明し、処分の軽減に努める必要がある。(全8条)

更に輸出税還付のサポート力を強化し、貿易の平穩な発展促進に関する通知

(発令元) 国家税務総局、公安部、財政部、交通運輸部、商務部、
文化旅游部、中国人民銀行、税関総署、外貨管理局、
銀行保険監督管理委員会

(法令番号) 税総貨勞発〔2022〕36号

(公布日) 2022年4月20日

(施行日) 2022年4月20日

1. 主なポイント

- (1) 政策サポート力を強化し、輸出信用保険へ加入した企業に対し、企業が輸出税の還付申請を行う際、お金の受領できないため輸出信用保険による賠償金を取得できないという場合、この賠償金を受領したと見なすことで、輸出税還付手続きを行うことができるようにする。(第1条)
- (2) 輸出企業は、国際貿易「単一窓口」や電子税務局等情報システムを通じ、オンラインで電子データを提出すれば、輸出税還付申告ができ、ペーパーベースの書類を提出する必要なく、オンラインで手続きの結果を確認できる。(第4条)
- (3) 企業は、自らの実情に基づいて、電磁的方法かペーパーベースを選択し輸出貨物ブッキングリスト等、輸出税還付届出伝票を保管し、税関等の政府機関は、企業に電磁的な方法を使用して輸出税還付届出伝票を保管するよう強制してはならない。(第6条)
- (4) 更に輸出税還付手続きの品質と効率を引き上げるため、輸出税還付手続きにかかる期間を従来の7業務日から6業務日以内に縮減する。(第8条)
- (5) 輸出税還付事項手続きの流れを最適化し、リスクヘッジが可能な輸出税還付申告に対しては、企業の書類が揃っていない場合でも、「書類不足容認」方式を採用して先に還付手続きを行い、事後に再度審査手続きを追完できるようにする。(第9条)

2. 今後の留意点

本通知により、ある程度輸出税還付手続き、流れや書類を簡素化し、企業への政策サポート力が強化されますが、今後、税関・税務局・外貨管理局・公安局・銀行等の機関が合同で行う取締業務が強化され、虚偽の輸出や輸出税還付の略取等の違法犯罪行為に対する取締りが強化されると思われるため、日系企業においては合理的に優遇政策や便利な条件を利用する際は、コンプライアンスに適った経営に注意し、税還付等に関する人員のコンプライアンス研修を強化し、企業が従業員の行為により処分を受けることを防止したい。(全15条)

・法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は、2011年2月21日に北京市にあるA社に人事主管として入社した。2011年2月21日より、B社が王氏のために医療保険料を納めたが、A社は王氏のために社会保険料を納めなかった。その後、王氏とA社の間で紛争が起き、2017年5月20日に離職、2018年9月25日にA社は北京市社会保険事業管理センターより、2011年3月から2017年5月迄の社会保険料を追納するよう命じられた。2018年11月、北京市社会保険事業管理センターは、A社に「社会保険料期限付き追納通知書」を通達し、A社が王氏のために2011年3月から2017年5月迄の養老・失業・労災・出産等の保険料として42,000元(会社負担分)と延滞金46,000元を追納するよう命じた。その後A社は、この社会保険料と延滞金を納付した。

その後、A社が社会保険料を収めなかったのは王氏自身の理由によるものだとして、労働仲裁委員会に仲裁を申し立て、王氏に会社が納めた社会保険料のうち会社負担分と延滞金を賠償するよう要求した。

2. 紛争の焦点

王氏は、A社が納めた社会保険料の会社負担分と延滞金を賠償すべきか？

3. 弁護士の分析

A社が納めた社会保険料のうち会社負担分はA社が自ら納める必要があるが、A社の納めた延滞金について、王氏は賠償責任を負わなければならない。その理由は、以下の通り。

(1) A社が社会保険料を納付することについて

『社会保険法』第58条によれば、雇用者は、自ら労働者のために社会保険料を申告し、期日通り全額支払う法定の責任を負うと規定されており、従業員が否認するかその他の理由によって免除されない。よってA社は法に基づいて社会保険料のうち会社負担分を追納する必要がある。故にA社が王氏に会社が追納した社会保険料の会社負担分の負担を求めることに、法的根拠はない。

(2) A社が延滞金を納付することについて

まず、王氏は「A社に入社してから半年後に最低基数で社会保険料を納める申請をしたが、これに王氏は同意しなかった。」ことを認めており、王氏の当該行為は、王氏に過誤が存在すると認定する上で有利となる。

次に、王氏は人事主管として、その職務内容に社会保険の手続きが含まれていながら、十分に職務を履行しておらず、会社が期限通り労働者のために社会保険料を納めないことによる法的な結果を知りながら、適時会社の利益に適う行為を実施しなかった。よってA社が延滞金を追納することになった結果に対し、王氏は相応の賠償責任を負うべきである。

4. 司法判断

本件は、労働仲裁、一審、二審裁判を経て、労働仲裁と一審裁判は王氏がA社のために追納した社会保険料と延滞金を賠償する必要はないと認定したが、二審の裁判所は一部判決を改め、王氏はA社に延滞金損失10,000元を賠償すべきであるとした。

5．留意点

実務では、従業員自身が社会保険料の納付を望まなかったものの、離職した後で社会保険事業管理センターへ会社に追納を求めて訴え、社会保険事業管理センターが雇用者に社会保険料と延滞金の追納を命じるケースが度々起きている。こうした事件が起きた場合、日系企業は次の方法で対応することができる。

(1) 電子メール・WeChat・書類等の形で従業員に通知書を送り、従業員へ10日以内に関連する書類の提出を命じ、会社は、適時その従業員のために社会保険料納付登記手続きを行う。

(2) 従業員に社会保険料を納めなかった場合の法的結果を説明する。必要な場合、労働契約を解除する。契約を解除しない場合、従業員に次の内容の誓約書へ署名させる。「私(従業員)は自ら社会保険料納付の権利を放棄いたします。社会保険問題で会社に権利を主張しませんし、これにより会社が社会保険料・延滞金・利息等で損失を被った場合、私が負担いたします。」

ご留意いただきたいのは、裁判所や仲裁委員会によって、誓約書の効力について異なる見解をとっている点である。誓約書の効力を認めない地域もあるため、事前に現地の裁判所や仲裁委員会及び社会保険事業管理センターにおける実務上の取り扱いや見解を確認し、実情に合った対応をされることを勧める。